

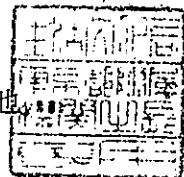
平成 30 年 3 月 29 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月9日付29福保子家第1679号により、当審議会に対して諮問された「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）に係る諮問について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託先及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 保管委託については、倉庫敷地内への入出管理や24時間常駐の監視体制、文書を格納した箱のバーコード管理による入出庫・保管状況の把握等の安全管理措置を講じることが予定されていた。
- (4) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 特定個人情報の持ち出しについて

- (1) 当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネット

ワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

(2) 当該事務においては、審査が完了し、一定期間経過した申請書類等を上記1(3)のとおり保管委託先の倉庫で保管する予定である。当該保管委託には、庁舎外への特定個人情報の持ち出しを伴うことから、引き続き、搬送に係る安全管理措置に努められたい。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 医療保険者に対する高額療養費区分の照会について

当該事務においては、小児慢性特定疾病の医療費支給額の算定のため、医療保険者に対し厚生労働省の指定する様式を用いて高額療養費区分の照会を行っている。

医療保険者による情報提供ネットワークシステム上での情報照会に係るデータ項目が追加される平成30年7月からは、当該様式にマイナンバーを記載した上で、保険者照会を行うことが予定されている。

今後も番号法等の改正に伴い、マイナンバーの取扱方法が変更となることも予想されることから、適宜、安全管理措置の見直し等を図られたい。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成30年3月9日	諮詢
平成30年3月12日及び 同月13日	本評価書案概要説明・審議 (第28回特定個人情報保護評価部会)

平成 30 年 3 月 26 日	審議（第 29 回特定個人情報保護評価部会）
平成 30 年 3 月 29 日	「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について答申

（答申に関与した委員の氏名）

藤原 靜雄、神橋 一彦、宮内 宏